

都市ガス普及特約割引契約
[付帯契約型]
(選択約款)

令和3年4月1日実施

加治木ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	3
2. 適用条件	3～4
3. 付帯契約の締結及び契約期間	4
4. 料金	5
5. 割引種別、割引率及び契約期間	5
6. この小売選択約款の変更	5
7. 契約の解除	5～6
8. その他	6
付則	
1. 実施の期日	6
2. 契約期間内における主契約の変更	6
別表	7

この小売選択約款（都市ガス普及特約割引契約）は、当社との間でガス供給及び使用に関する契約を新たに締結するお客さまが、当社のガス小売供給約款にもとづき計算されるガス料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 用語の定義

この選択約款において使用する定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」…ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」…この小売選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約、当社が定める次の約款にもとづくものをいいます。
 - ・ ガス小売供給約款
- (3) 「新築」…新たに住宅を建築することをいいます。
- (4) 「他燃料切替」…オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (5) 「給湯機器」…温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (6) 「給湯機器切替」…弊社都市ガスを使用している住宅で、電気または他社プロパンガス・灯油等を熱源とする給湯機器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (8) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

2. 適用条件

この小売選択約款は、次の(1)から(4)に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（(5) (6) (7)のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 専用住宅または、併用住宅の居室で使用する場合で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下である場合。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (4) 主契約の料金支払いを、口座振替又はクレジットカードによりお支払いいただくこと。
- (5) 新築割の場合

次に掲げる①～③の全てに該当すること。

- ① 他のガス小売事業者が供給する都市ガスのガス使用契約からの切り替えでないこと。

- ② 新たにガスを使用開始する住宅が新築であること。
- ③ 令和3年4月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

(6) 他燃料切替割の場合

次に掲げる①から②の全てに該当すること。

- ① 他燃料切替により、新たにガスを使用開始する住宅であること。ただし、同一需要場所で既にこの小売選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
- ② 令和3年4月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

(7) 給湯機器切替割の場合

次に掲げる①から③の全てに該当すること。

- ① 給湯ガス消費量が28kw以上の機器であること。
- ② 同一需要場所で既にこの小売選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
- ③ 令和3年4月1日以降に給湯機器切替を行った住宅であること。

3. 付帯契約の締結及び契約期間

- (1) この小売選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この小売選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) この小売選択約款にもとづく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとしていただきます。
- (4) 新築割、他燃料切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から36か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 給湯機器切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から12か月目の定例検針日までといたします。

4. 料金

当社は、各料金算定期間の料金（主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額（以下、「主契約ガス料金」といいます。））に別表の割引種別の割引率を次の(1)または(2)の方法により適用して算定し、この小売選択約款にもとづく付帯契約での料金とします。

(1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

① 主契約ガス料金（早収料金）から各種割引いたします（小数点以下の端数切捨て）。

(2) 主契約ガス料金が遅収料金の場合

① 割引後早収料金を3パーセント割増しした金額を、この小売選択約款にもとづく付帯契約での遅収料金（以下、「割引後遅収料金」といいます。）といたします（小数点以下の端数切捨て）。

② 割引後遅収料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅収料金の支払い方法に準じ、早収料金を割引後早収料金として、遅収料金を割引後遅収料金として取扱います。

5. 割引種別、割引率及び契約期間

この小売選択約款で定める付帯契約の種別（以下、「割引種別」といいます。）及び割引率及び契約期間は別表のとおりといたします。

6. この小売選択約款の変更

(1) 当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この小売選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の小売選択約款によります。

(2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

7. 契約の解約

(1) お客さまがこの小売選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) この小売選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。

(3) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又はこの小売選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの小売選択約款にもとづく付帯契約を解約することができます。

- (4) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（2.適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この小売選択約款にもとづく付帯契約を相互に解約できるものといたします。
- (5) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもってこの小売選択約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

8. その他

この小売選択約款に定めのないその他の事項については、主契約の供給条件等に定めるとおりといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

2. 契約期間における主契約の変更

当社は令和3年3月31日以前から継続して供給している需要家に対して、令和3年4月1日から令和3年4月30日までに支払い義務が初めて発生するものについては、令和3年3月31日まで適用された都市ガス普及特約割引契約に基づき料金を算定いたします。

別 表

割引種別、割引率及び契約期間

この小売選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
新築割	10パーセント	36か月
他燃料切替割	10パーセント	36か月
給湯機器切替割	10パーセント	12か月